

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(岡山県指定 第3370103313号)

当事業所は利用者に対して指定介護予防・生活支援訪問サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容等ご利用上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※ 当サービスのみを利用する場合は要介護（要支援）認定の手続きをしなくても基本チェックリストによる判定で該当する方はご利用できます。

◆◆ 目次 ◆◆

1. 事業者.....	1
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の体制	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	2
6. サービスの利用に関する留意事項.....	5
7. 秘密保持について.....	5
8. 個人情報の保護について	5
9. 緊急時の対応について.....	5
10. 事故発生時の対応について	6
11. 虐待防止のための措置について	6
12. 地域包括支援センターとの連携について.....	6
13. 成年後見制度の活用支援について	6
14. 苦情の受付について.....	6
同 意 書	

1. 事業者

- | | |
|-----------|--------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 幸輝会 |
| (2) 法人所在地 | 岡山県岡山市中区国府市場 985-1 |
| (3) 電話番号 | 086-275-0220 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 國富 隆夫 |
| (5) 設立年月 | 昭和 46 年 12 月 14 日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|-------------|---|
| (1) 事業所の種類 | 指定介護予防訪問サービス事業所・平成 18 年 3 月 28 日指定
指定生活支援訪問サービス事業所・平成 29 年 5 月 1 日指定
岡山県 第3370103313号 |
| (2) 事業の目的 | 要支援認定を受けた方や基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方の
介護予防と日常生活の自立を支援することを目的としています。 |
| (3) 事業所の名称 | 幸輝園ヘルパーステーション |
| (4) 事業所の所在地 | 岡山県岡山市中区国府市場 985-1 |
| (5) 電話番号 | 086-275-0170 |
| (6) 事業所長氏名 | 田原 可道 |

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 岡山市内
 (2) 営業日及び営業時間

営業日	日曜日、年末年始を除く毎日
受付時間	月～土曜日 午前9時～午後5時
サービス提供時間帯	月～土曜日 午前9時～午後5時

4. 職員の体制

当事業所では、利用者に対して指定介護予防訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常 勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1. 事業所長（管理者）	1名		1名	1名	
2. サービス提供責任者	1名		1名	1名	調整、苦情処理等
3. 訪問介護員	2名	1名	2.5名	2.5名	
内 訳	介護福祉士	2名	1名		
	訪問介護養成研修1級 （ヘルパー1級）課程修了者	—	—		
	訪問介護養成研修2級 （ヘルパー2級）課程修了者	—	—		

※常勤換算： 職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の訪問介護員が5名いる場合、

常勤換算では、1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|--|
| <p>(1) 利用料金が介護保険から給付される場合
 (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合</p> |
|--|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要と利用料金＞

○身体介護 入浴・排せつ・食事等の介護を行います。

○生活援助 調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の援助を行います。

※ 生活支援訪問サービス時（生活援助）は、身体介護は利用できません。

※ サービスの実施頻度は、介護予防ケアマネジメント（ケアプラン）において、以下の支給区分が位置づけられ、一週間あたりのサービス提供頻度が示されます。これを踏まえ、介護予防・生活支援訪問サービス計画において具体的な実施日、1回あたりの時間数や実施内容などを定めます。

支給区分	一週間あたりのサービス提供回数
I	おおむね1回
II	おおむね2回 ₂
III	おおむね3回以上

- ☆ 利用者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日、時間等は、介護予防ケアマネジメント（ケアプラン）がある場合には、それを踏まえた介護予防・生活支援訪問サービス計画に定められます。ただし、利用者の状態の変化、介護予防ケアマネジメントに位置付けられた目標の達成度を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。
- ☆ 利用者の状態の変化などにより、サービス提供量が、介護予防・生活支援訪問サービス計画に定めた実施回数、時間数等を大幅に上回る場合には、介護予防支援事業者と調整の上、支給区分の変更、介護予防ケアマネジメントの変更又は要支援認定の変更、要介護認定の申請の援助など必要な支援を行います。

身 体 介 護

- 入浴介助 … 入浴の見守り又は、入浴が困難な方は体を拭く（清拭）などします。
- 排せつ介助 … 排せつの見守り、紙パンツ・パットの交換を行います。
- 食事介助 … 食事の見守りを行います。
- 体位変換 … 体位の変換を行います。

生 活 援 助

※ 介護予防・生活支援訪問サービスは、自立支援の観点から、利用者ができる限り自ら家事等を行うことができるように支援することを目的としています。
そのため、下記のサービスは、例えば利用者が行う調理を訪問介護員が見守りながら一緒に行うなど、利用者が有する能力を最大限活用することができるような方法によって行います。

- 調理 … 利用者の食事の用意を行います。（ご家族分の調理は行いません。）
- 洗濯 … 利用者の衣類等の洗濯を行います。（ご家族分の洗濯は行いません。）
- 掃除 … 利用者の居室の掃除を行います。
（利用者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。）
庭の草取り、家具移動、大掃除など。
- 買い物 … 利用者の日常生活に必要な物品の買い物をを行います。
（預金・貯金の引き出しや預け入れは行いません。）

<サービス利用料金>

利用料金は 1 ヶ月ごとの定額制です。介護予防ケアマネジメント（ケアプラン）において位置付けられた支給区分によって次のとおりとなります。

介護予防訪問サービス

訪問介護員が訪問し、生活援助、**身体介護**を利用者とともに行います。

サービス名称	サービスの内容 (基本単位)	基本利用料 (1月あたり)	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
介護予防訪問サービスⅠ	おおむね週 1 回 (1168 単位)	13,558 円	1,357 円	2,712 円	4,068 円
介護予防訪問サービスⅡ	おおむね週 2 回 (2335 単位)	27,107 円	2,711 円	5,422 円	8,133 円
介護予防訪問サービスⅢ	おおむね週 3 回 (3704 単位)	42,993 円	4,300 円	8,600 円	12,898 円

☆上記利用料金には介護職員処遇改善加算（1000 分の 137 相当）を含んでいます。

生活支援訪問サービス

訪問介護員もしくは、生活支援訪問介護員が訪問し、生活援助を利用者とともに行います。

サービス名称	サービスの内容 (基本単位)	基本利用料 (1月あたり)	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
生活支援訪問サービスⅠ	おおむね週1回 (856単位)	10,812円	1,082円	2,163円	3,244円
生活支援訪問サービスⅡ	おおむね週2回 (1711単位)	21,604円	2,161円	4,321円	6,482円
生活支援訪問サービスⅢ	おおむね週3回 (2706単位)	34,183円	3,419円	6,837円	10,255円

☆上記利用料金には・介護職員処遇改善加算(1000分の137相当)

・上級資格責任者配置加算(100分の10相当)を含んでいます。

☆ サービス提供資格評価加算・・・指定訪問介護の訪問介護員の資格要件を有する職員のより生活支援訪問サービスを提供した場合に**1回につき10単位**加算されます。
上記生活支援訪問サービスⅠからⅢには含まれていません。

☆ 上級資格責任者配置加算・・・指定訪問介護のサービス提供責任者の資格要件を有する職員を生活支援訪問サービスの責任者としている場合に加算されます。

☆ 初回加算・・・新規に介護予防訪問介護計画、第1号訪問事業計画又は生活支援訪問サービス計画を作成した利用者の初回の介護予防訪問介護、介護予防訪問サービス又は生活支援訪問サービスと同月内に、サービス提供責任者が自ら介護予防訪問介護、介護予防訪問サービス又は生活支援訪問サービスを行う場合又は他の訪問介護員が行う介護予防訪問介護、介護予防訪問サービス又は生活支援訪問サービスに同行した場合に**200単位**加算されます。

☆ 利用者の体調不良や状態の改善などにより、介護予防・生活支援訪問サービス計画に定めた期日より利用が少なかった場合、又は介護予防・生活支援訪問サービス計画に定めた期日より多かった場合であっても、日割りでの割引又は増額はしません。

☆ 月ごとの定額制となっていますが、以下に該当する場合日割り計算となります。

月途中で

- ・ 契約開始・契約終了
- ・ 要介護⇔要支援
- ・ 要支援⇔事業対象者
- ・ 生活支援訪問サービス⇔介護予防訪問サービス
- ・ 同一保険者管内での転居などにより事業所を変更した場合など

☆ 利用者がまだ要介護認定・基本チェックリストを受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護認定・事業対象者候補に該当後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、介護予防・生活支援訪問サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて利用者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

- * 介護保険給付の支給限度額を超える介護予防・生活支援訪問サービス
介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額が利用者の負担となります。
- * 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

(3) 交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

ただし、自動車を使用した場合は、実施区域をこえて片道1キロメートル当たり50円を実費としていただきます。

(4) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算しご請求します。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

中国銀行集金代行サービス(biz)による、各種金融機関(銀行、信用金庫、ゆうちょ銀行など)ご指定の口座からの引き落としは、翌々月の11日前後です。

中国銀行集金代行サービスの口座振替手続きが完了していない場合は、下枠のア、若しくはイの方法でお支払いください。

ア、	窓口での現金支払い
イ、	下記指定口座への振り込み(手数料をご負担いただきます)
	トマト銀行 竜操支店 普通預金 9 2 3 5 8 8 1
	中国銀行 清水支店 普通預金 1 2 8 4 3 1 1
	口座名義：社会福祉法人 幸輝会 読み：フク) コウキカイ

(5) 利用の中止、変更、追加

- 利用予定日の前に、利用者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。
- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替

① 利用者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の訪問介護員の指名はできません。

② 事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。訪問介護員を交替する場合は利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項

① 定められた業務以外の禁止

利用者は「5. 当事業所が提供するサービスと利用料金」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することは出来ません。

② 介護予防・生活支援訪問サービスの実施に関する指示・命令

サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者はサービスの実施にあたって利用者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③ 備品等の使用

サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

(4) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、利用者に対するサービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 医療行為② 利用者もしくはその家族等からの高価な物品等の授受③ 利用者の家族等に対する訪問介護サービスの提供④ 利用者もしくはその家族等の同意なしに行う飲食・飲酒・喫煙⑤ 利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動⑥ その他利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為⑦ サービスを提供する上で知り得た事項を正当な理由なく第三者に漏洩する行為 |
|---|

7. 秘密保持について

従業者は、業務上知り得た、利用者及びその家族の秘密を保持いたします。

また、従業者でなくなった後においても、その秘密を保持する旨を、雇用契約の内容としております。

8. 個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

9. 緊急時の対応について

サービス提供中に、利用者の体調急変等の緊急時には、主治医・ご家族各関係機関への連絡等適切な対応を行います。

10. 事故発生時の対応について

- (1) 事故発生時には、利用者の家族、主治医又は、各関連機関と連携を取りながら速やかな対応をいたします。
- (2) 利用者の家族、利用者に関する居宅介護支援事業所、市町村及び県民局に対して速やかに連絡等を行います。
- (3) 補償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。(契約書第 15, 16, 17 条参照)
- (4) 事故発生時の状況を調査分析し、再発防止策を講じるものとします。

11. 虐待防止のための措置について

利用者の人権の擁護・虐待の防止等の為に、必要な体制の設備を行うとともに、職員に対して研修を実施する等の措置を行っています。

○虐待防止に関する責任者 (施設長) 田原 可道

12. 地域包括支援センターとの連携について

地域の包括的な支援に向けて、地域包括支援センターとの連携を強化し、求めがあった場合には地域ケア会議に参加し、又は地域包括支援センターの行う包括的支援事業等に協力いたします。

13. 成年後見制度の活用支援について

必要に応じ、利用者が成年後見制度を活用することができるよう支援いたします。

14. 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口

- ・サービス担当責任者 田原 久実子 實平 奈々
- ・苦情解決責任者 施設長 田原 可道

○受付時間 毎週月曜日～金曜日

8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0

○電話番号 0 8 6 - 2 7 5 - 0 1 7 0

○第三者委員

[評 議 員] 高山 学

(2) 行政機関その他苦情受付機関

岡山市役所 介護保険担当課	所在地	岡山市北区鹿田町 1-1-1
	電話番号	086-803-1240
	受付時間	9:00~17:00

岡山県国民健康保険団体連合会 (県国保連)	所在地	岡山市北区桑田町 17-5
	電話番号	086-223-8811
	受付時間	9:00~17:00

岡山県社会福祉協議会	所在地	岡山市北区南方 2-13-1
	電話番号	086-226-2827
	受付時間	9:00~17:00

※この重要事項説明書は、厚生省令第35号(平成18年3月14日)第8条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

同意書

平成 年 月 日

指定介護予防・生活支援訪問サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

幸輝園ヘルパーステーション

説明者 職名 サービス提供責任者

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護予防・生活支援訪問サービスの提供開始に同意しました。また、守秘義務(契約書13条参照)の原則に従って情報を用いることに同意します。

(利用者) 住所

氏名

印

(家族) 住所

氏名

印